

アルバイト開始までの流れ(デイワーク活用の場合)

※りんご課への連絡は不要です。兼業許可申請からアルバイト開始まで、約2週間必要ですので、日数に余裕をもって申請してください。

兼業に関する注意事項の確認

兼業に関する注意事項を確認し、兼業許可チェックリストを作成

- 「弘前市職員がりんご農家等へ従事する際の注意事項」を確認し、利害関係の基本的な考え方について理解してください。

アルバイト先の選定

デイワークに掲載された求人情報を基に、希望するアルバイト候補先を選定

- デイワークの登録・操作については添付の「1日農業副業アプリデイワーク操作マニュアル」を参照してください。
- 兼業許可の手続きに時間を要することから、2週間程度先の日付のアルバイトをお申込みください。

利害関係の確認

アルバイト先候補との利害関係の確認

- 利害関係の基本的な考え方について再度確認し、候補農家との間に利害関係がないことを、兼業希望職員が自ら確認します。

兼業許可手続き

「兼業許可申請書」を作成し、許可の手続きを実施

- 「兼業許可申請書」に「りんご生産アルバイト兼業許可チェックリスト」を添付し、所属の決裁(確認)を得ます。
- 所属長は、申請書に記載されている職務内容や職務遂行状況を確認し、所属としての兼業の可否を判断します。
- 決裁終了後、服務担当課(人事課等)に、申請書とチェックリストを提出します。
- 服務担当課(人事課等)の審査を経て、兼業許可・不許可通知書が発行されます。

アルバイト開始

アルバイト開始

- 兼業許可を受けた後、雇用主と雇用契約の手続きを実施します。
- 従事する時間は、【原則①勤務時間が割り振られた日において、1日3時間、②週8時間、③月30時間】を超えない範囲ですので、遵守してください。
- アルバイト期間中は、所属部署で勤務態度や職務遂行状況等を把握し、場合によっては、服務担当課が許可を取り消すこともあります。
- 人事異動があった場合は、改めて許可を得る必要があります。

※原則兼業手続きを行ったアルバイト先だけで兼業を行うことになります。デイワークを活用し、異なるアルバイト先で兼業を行おうとする場合は改めて兼業許可が必要です。